

## 第2章 組織体制及び情報収集

### 第1節 組織体制・指揮命令系統

#### 1 災害廃棄物処理チームの設置

災害発生時において、膨大な量の災害廃棄物処理が必要な場合、本計画及び稲美町地域防災計画に基づき、災害廃棄物処理チームを設置して災害廃棄物処理を行う。

災害廃棄物処理チームは、稲美町地域防災計画の職員配備に基づく生活環境班がその初動体制を担う本町災害対策本部等と共同して対応し、必要に応じて国・県・他市町・その他関係機関等とも連携する。

災害廃棄物発生後の具体的な処理に関しては、全庁的に職員を配置し、迅速な処理が行えるよう組織を拡大し対応することとする。

- ① 統括責任者に予算執行及び人員配置に関する権限を与える
- ② 専門的知識・実績を有する職員を配置（設計積算、契約・補助金処理、法務、環境、クレーム対応等）
- ③ 廃棄物担当部署だけでなく、土木・農政・環境等混成組織

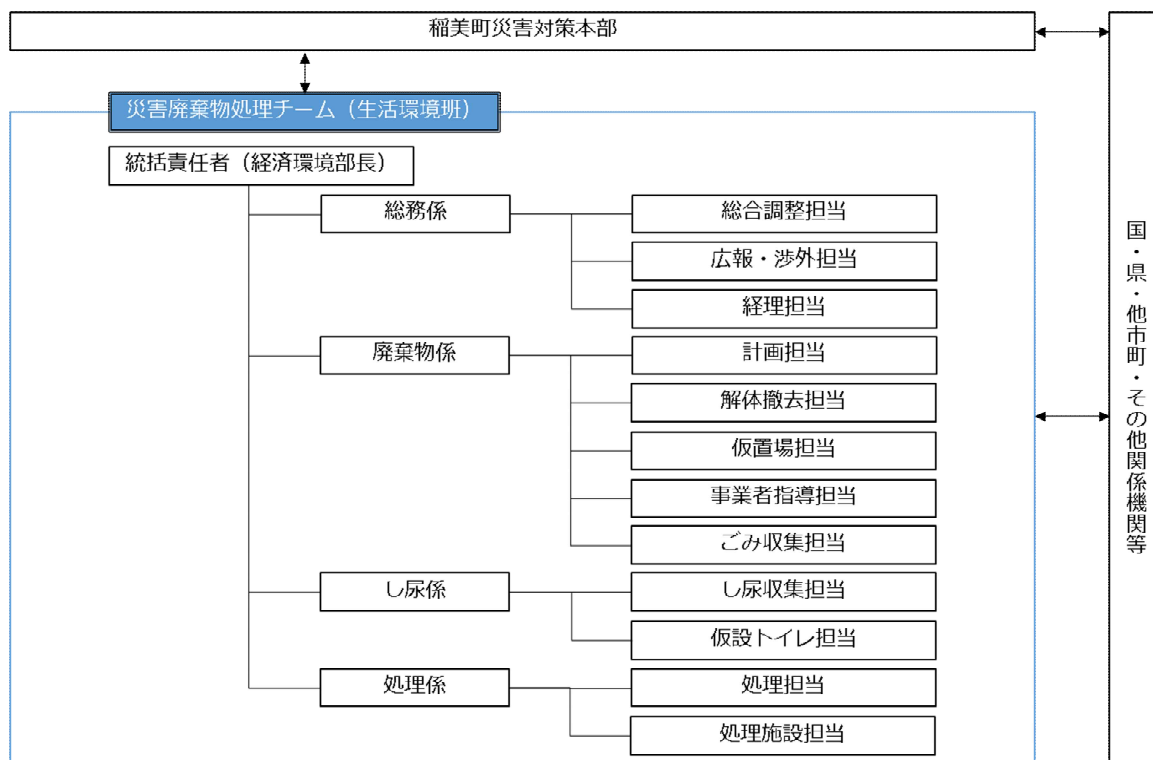


図 2-1 災害廃棄物対策における組織体制

## 第2章 組織体制及び情報収集

災害廃棄物処理チームは、表2-1の点を考慮して設置する。

なお、時間の経過とともに業務の内容も変化するため人員の配置や体制は柔軟に対応する。

表 2-1 災害廃棄物処理チーム設置に当たり考慮すべき点

項目	内容
統括責任者が意思決定できる体制	正確な情報収集と指揮（意思決定）を速やかに行うため、あらかじめ統括責任者を決め、予算執行及び人員配置等の一定の権限を確保する。
専門的知識・実績を有する職員の配置	災害廃棄物処理業務は設計積算・契約・クレーム対応等多岐に渡るため、様々な知見を有する職員を配置する。
土木・建築職経験者等の確保	家屋解体や散乱物回収等土木建設工事に加えて廃棄物の収集運搬、処理・処分の発注が加わることから、そうした特殊な設計対応が可能な土木・建築職を確保し、廃棄物の部署を中心とした混成組織を構築する。
専門家等との連携	災害廃棄物の実務を経験した他自治体の職員や有識者等へ協力を依頼する。

### 参考：災害廃棄物処理業務に従事した自治体担当者へのヒアリング結果

- ・初動対応で災害廃棄物処理業務の難易度が大幅に変わってくる。そのために「いつ、どこで、誰が、何をするのか」を事前に確認しておくことが重要。
- ・災害廃棄物処理業務は業務範囲が広いため、他部署と連携しながらチームで対応することが重要。
- ・業務の実施に当たっては、上位計画である地域防災計画が優先されるため、事前に確認し、準備しておくことが必要。

2 各係の役割と業務内容

災害廃棄物処理チームの設置に当たっては、業務内容を踏まえて十分な人員の配置を行う。各係の役割と業務内容は、表2-2のとおりである。

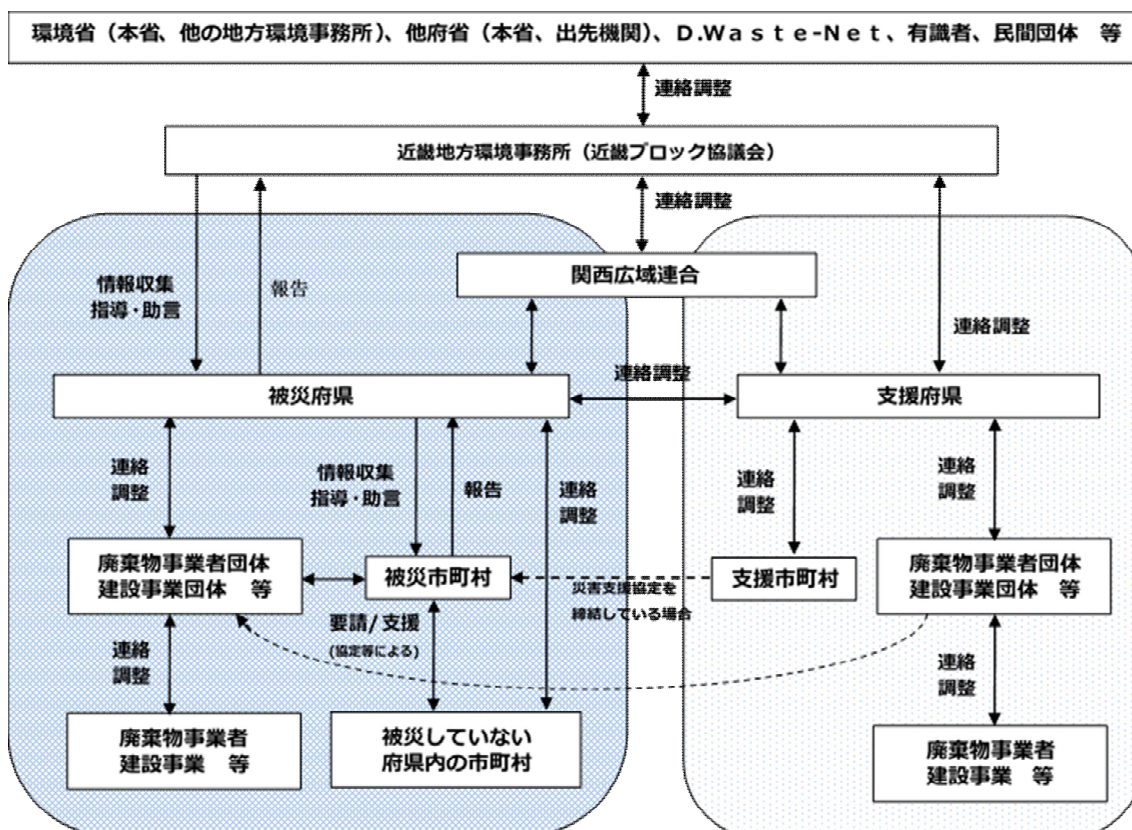
表 2-2 各係の役割と業務内容

係	担当	業務内容
総務係	総合調整	各班の総括
		職員の被災、参集状況の確認及び配置
		災害廃棄物対策全体の進行管理
		国・県及び他市町との連絡調整
		災害廃棄物等関係情報の集約
	広報・渉外	災害廃棄物処理に係る住民周知及び啓発
		住民・報道機関等からの問い合わせ対応
		支援要請及び支援受入等対応
		関係団体との連絡調整
		思い出の品対応
	経理	規約等の手続及び予算・経理事務
		災害廃棄物の国庫補助に係る事務
事務の委託についての検討・調整		
廃棄物係	計画	災害廃棄物発生量・避難所ごみ等収集必要量の算定
		収集運搬、処理可能量の算定及び手配
		仮置場等の必要箇所、面積の算定及び手配
		災害廃棄物処理実行計画の策定
	解体撤去	倒壊家屋等の解体撤去
		がれきの撤去
		協定に基づく応援要請（がれき収集運搬）
	仮置場	仮置場の設置及び管理運営
		仮置場の選定
	事業者指導	事業者指導、産業廃棄物管理
		適正処理困難物、有害廃棄物管理
		不法投棄、不適正排出防止
ごみ収集	収集車両、委託業者等の被害状況把握及び応急対策	
	ごみ収集運搬の管理	
	協定に基づく応援要請（ごみ収集運搬等）	
し尿係	し尿収集	収集車両・委託業者等の被害状況把握及び応急対策
		協定に基づく応援要請（し尿収集運搬）
	仮設トイレ	仮設トイレの設置及び維持管理
		仮設トイレや家庭から発生するし尿の収集運搬管理
処理係	処理	がれきの処理
		協定に基づく応援要請（災害廃棄物処理等）
	処理施設	ごみ、し尿処理施設の被害状況把握
		仮設焼却炉等の建設、稼働

第2節 協力・支援体制

1 国や他都道府県等との連携

大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会（事務局：環境省近畿地方環境事務所）や全国知事会、関西広域連合等が構築する体制を活用して、災害時における国や他都道府県、廃棄物処理事業者等との受援・支援体制の構築を図る。



出典：近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画 [第2版] (近畿ブロック協議会 令和元年7月)

図 2-2 近畿ブロックにおける大規模災害時の廃棄物処理体制の例

**【広域処理支援体制】****＜近畿ブロック協議会＞**

環境省近畿地方環境事務所を中心に2府4県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）、政令市・中核市、民間団体、有識者等で構成する「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」を設置。

ブロック協議会で、近畿圏における大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連合、相互支援に係る手順等を定めた計画策定を進める。

**2 民間事業者等との連携**

災害廃棄物は一般廃棄物に該当するが、産業廃棄物に類似した廃棄物が多いことから、自治体よりも民間の産業廃棄物処理事業者の方が処理に精通している場合がある。災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行うために、それらの廃棄物を扱っている民間事業者等の経験・能力を活用し、災害発生時には被害状況に応じて支援を要請するとともに、平常時に民間産業廃棄物処理事業者や建設事業者及び関係団体等と災害廃棄物処理に関する支援協定の構築・拡充を図る。

なお、災害廃棄物処理は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象となることから、平常時から災害関係業務事務処理マニュアル（令和4年11月 環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）を確認して、対象となる業務等を把握するとともに、災害報告書の作成に必要な作業日報等の書類についても整備する。

**3 自衛隊・警察・消防との連携**

災害発生当初において、本町はまず人命救助を優先しなければならない。迅速な人命救助のために、道路上の災害廃棄物の撤去や倒壊家屋の解体撤去等を行う必要があるため、自衛隊・警察・消防と連携して情報共有を図る。なお、連携・調整に当たっては、情報の一元化の観点から災害対策本部と調整の上で実施する。

**4 ボランティア等への情報提供**

災害廃棄物の処理が本格化する時期以降、被災家屋の片付けや、粗大ごみ等の搬出に対し多くの人員が必要となることから、ボランティアの協力を要請することも考えられる。その場合、災害廃棄物の適正な分別・処理を円滑に進めるために、被災現場で可能な限り分別してもらうよう依頼するとともに、安全を確保するために、有害物、危険物の取扱いに関する安全管理及び見分け方について周知する。

**5 兵庫県災害廃棄物対策協力員制度の活用**

県では、地震・風水害等の大規模災害発生時に被災市町が実施する災害廃棄物処理について助言・支援を行う兵庫県災害廃棄物対策協力員制度（事務局：（公財）ひょうご環境創造協会）があり、必要に応じて協力員派遣の支援を要請する。

第3節 災害時における県への事務委託

1 災害廃棄物の処理に関する事務の委託

災害により甚大な被害を受けて災害廃棄物の処理が困難になった場合、本町は地方自治法の規定により県に災害廃棄物の処理に関する事務を委託することができる。

2 事務委託手続き

事務を委託する場合、県と協議の上、実施する業務の範囲や経費負担等を定めた規約を作成する。また規約については、本町及び県、双方の議会の議決が必要である。

なお、規約は、災害廃棄物の種類、量が変化しても対応できる包括的な内容とし、詳細は別途協議により定めるものとする。

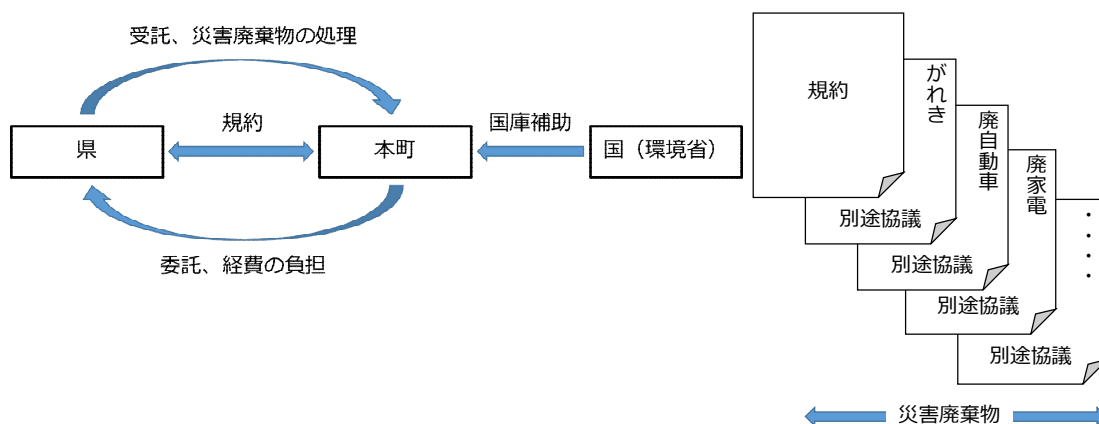


図 2-3 事務委託手順

第4節 関係職員への教育・訓練

発災時に本計画に掲げた仕組みや取組が適切に機能するよう、本計画を関係者に周知し、共有するとともに、関係者が必要な役割を果たすことができるよう、意見交換や研修、訓練等を行う。教育訓練で実施する項目は、表2-3のとおりである。

また、県や国が災害廃棄物処理に係る最新の法令・知見等の情報提供や発災時に備えた訓練等の研修会を行う場合には、積極的に参加する。

これらを通じて得られた課題は、本計画の見直しに活用し、実効性を高めていく。

表 2-3 教育訓練で実施する項目

<ul style="list-style-type: none"> <li>① 過去の災害事例とその廃棄物処理に係る課題</li> <li>② 災害廃棄物処理に係る関係法令</li> <li>③ 災害報告書作成・補助金交付申請事務</li> <li>④ 災害廃棄物処理実行計画策定手順</li> <li>⑤ 仮置場の設置・運営方法</li> <li>⑥ 情報伝達訓練、実地訓練</li> </ul>
--

## 第5節 被害状況等の情報収集及び連絡体制

災害廃棄物について、迅速な対策を講じるためには、災害廃棄物の発生量推計や処理体制を確立する必要があり、そのために迅速に被害状況等の情報を収集することが重要となる。また、廃棄物の適正な対応を行うため、県や国へ情報の提供を行い、情報の共有に努める必要がある。収集すべき情報は、表2-4のとおりである。

表 2-4 収集すべき情報

情報の区分	情報の内容	目的	確認先
県の体制等	担当組織、担当者、連絡先等	連絡体制の確立	県/本町災害対策本部
建物の被害状況	全壊、半壊の棟数、焼失棟数、 床上・床下浸水戸数など	災害廃棄物発生量 推計	本町災害対策本部
避難所と避難者数	避難所名・場所・箇所数 避難者数（全体、避難所別） 避難所の仮設トイレ設置数・ 不足数	避難所ごみ・し尿 発生量推計 仮設トイレ確保	本町災害対策本部及び 関係課
災害廃棄物発生 状況	種類と量 処理に必要な支援事項	処理体制構築	県/本町災害対策本部 及び関係課、関係事業者
上下水道、電気、 ガス、通信等の 被害状況	水道施設被害（断水等）の状況 と復旧見通し 下水処理施設の被害状況と復旧 見通し 電気、ガス、通信等の被害状況 と復旧見通し	処理体制構築	県/本町災害対策本部 関係事業者
収集運搬車両等の 燃料確保状況	県内における燃料供給状況 収集運搬車両等の燃料確保状況	処理体制構築	県/本町災害対策本部 関係事業者
仮置場設置状況	仮置場候補地の被害状況 仮置場の設置・運営に必要な 支援事項	処理体制構築	県/本町災害対策本部 及び仮置場候補地所管課
道路・橋梁の被害 状況	被害状況と開通見通し	処理体制構築 （収集運搬、 仮置場設置検討）	本町災害対策本部及び 関係課 国・県等関係機関
廃棄物処理施設等 の被害状況 （一般廃棄物、 産業廃棄物）	被災状況 復旧見通し 施設復旧に必要な支援事項	処理体制構築	本町関係課、一部事務 組合、協定締結団体、 県循環社会推進課、環境 事務所
廃棄物処理業者の 被害状況	廃棄物処理事業者（処分事業者 、収集運搬事業者）の被災状況 車両の確保見通し	処理体制構築	本町関係課、協定締結 団体、県循環社会推進 課、環境事務所

## 第2章 組織体制及び情報収集

被災した廃棄物処理関連施設の状況については、早急に被害内容、稼働の可否、応急対策及び復旧の見込み、搬入出の可否（周辺道路の状況）などを把握する。

施設の応急対策が不可能な場合あるいは施設関係者だけでは復旧が困難な場合（電気・ガス・上水道が使用できない場合、搬入出道路の通行に支障がある場合を含む）は、速やかに県に報告し、必要に応じて、協力・支援団体及び民間事業者に要請するものとする。

表 2-5 その他県へ報告する情報及び目的

区分	情報収集項目	目的
腐敗性廃棄物・有害廃棄物の発生状況	・腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況 ・有害廃棄物の種類と量及び拡散状況	生活環境の迅速な保全に向けた支援



## 第6節 住民への啓発・広報

災害発生時に廃棄物の排出方法に対する住民の理解を得ることや分別排出を徹底するため、住民に対して利用可能なメディアを活用し、必要な情報をできる限り迅速に広報するものとする。広報媒体としては、テレビ・ラジオ等の公共通信媒体、防災行政無線、広報誌、町ホームページなどのインターネット等を活用して周知徹底を図るものとする。

表 2-6 災害時に行う広報の内容

時期	内容
災害発生前	災害廃棄物の分別方法、危険物等の排出方法
	仮置場へ持ち込めないごみの周知
	携帯トイレ（し尿凝固剤等）の種類と備蓄量目安
	その他必要な事項
初動期 (発災直後)	生活ごみ及び災害廃棄物の分別方法、危険物等の排出方法
	排出場所（生活ごみ、災害廃棄物）
	各排出場所の収集時期、収集期間、収集日時
	仮置場の開設状況、持込方法、持込可能な廃棄物
	不法投棄及び野焼き禁止の徹底
	し尿及び浄化槽汚泥の収集方法、収集頻度
	仮設トイレの設置状況、設置場所
	仮設トイレの使用上の注意及び維持管理
	その他必要な事項
応急対応期	仮置場の閉鎖、変更、追加状況
	家屋の解体撤去の申請方法
	災害廃棄物の処理フロー、処理方法
	処理困難物の処理方法
	実行計画に記載の収集運搬及び処理に関する情報
	処理の進捗状況、今後の見込み
	収集体制の変更（平常体制への移行時）
	その他必要な事項
復旧・復興期	処理の進捗状況、今後の見込み
	その他必要な事項

## 第7節 各種相談窓口の設置等

災害の発生時には、住民からの相談や苦情が寄せられることが想定されるため、相談窓口を設置し、情報の共有化を図るため、記録及び整理しておく。